

箕面市役所止々呂美支所

消防用設備等点検業務委託仕様書

箕面市役所止々呂美支所消防用設備等点検業務仕様書

1. 対象施設及び施設概要

清掃業務委託仕様書と同じ。

2. 設備の名称・規格等

(1) 自動火災報知設備

製造：ホーチキ（株） ハイアラーム TA-0082

型式：P型2級 1回線

設置：1階事務所

感知器：7個

(2) 消火器

種別：ABC10

メーカー：モリタ

設置：9機

(内訳) 1階 事務所部分 3本

郵便局部分 3本

2階 給湯室 1本

ホール 2本

3. 業務の内容

(1) 設備の機能確認のため、消防設備等の点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の4第1項及び第3項に定める点検を実施すること。

また、消防法に基づく報告書を作成し、甲へ3部提出すること。

(2) 委託業務中、設備が万一火災その他により作動した場合または、事故を発生した場合は遅滞なく乙に通知し、乙は速やかに適切な処置をとること。

4. 業務回数

機器点検…年2回（9月、3月）

総合点検…年1回（9月）

いずれも開庁日に行うものとし、日時については事前に協議すること。

5. その他

点検に要する点検器具、材料費、補充薬剤等は受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、その都度別途精算する。

(1) 点検の結果、設備の機能維持のため不備と認められる事項につき、施設管理者の承認を得て修理、交換、補充等必要な処置を行った場合

(2) 施設管理者の都合により行う工事、または、模様替えのための設備あるいは改修を必要とする場合

(3) 上記3.(2)による処置を行った場合

(4) 設備や法令に定める基準に適合せず、または、適合しないこととなった時こ

れを基準に適合させるため、あるいは増設等の処置を行った場合
(5) 必要上、精密検査など特別の検査を行った場合